

# 西大醫學報

第五百五號

昭和二十六年六月



關西大學醫學報發行局

法學博士 佐々 穆 著

新刊

# 全訂 國際私法撮要

菊 判 上 製  
三 〇 〇 頁  
定 價 貳 圓 五 拾 錢  
送 料 拾 四 錢

著者は人も知る斯法の權威である。今、本書は此の著者が、舊著「國際私法撮要」の完璧を期して、久しく拮据の末成される増補全訂版であつて、特に著者の意を用ゐられたるは、單に各規定の説述に止らず、更に進んで各規定の立法理由即ち法の精神乃至は法の目的を闡明することに努め、従つて國際私法上證據法發見の標準を國際私法の有する法目的に置きたる點である。所謂目的論的説述が本書を一貫して看取せらるゝ一大特色である。亦、新手法及び新小切手法の定むる抵觸規定の解説をもつて新しき意味の國際私法として爲したる點も、本書の全訂版たる理由の一に數へられる。而も本書の主たる目的が、國際私法講義用の教科書たることに存するを以て、國際私法の要領を容易に把握せしめる爲、全體の説述が簡明的確に運ばれてゐることはいふまでもない。學生は固より、斯法研究家に好適の書である

大阪商科大学 教授 陶山誠太郎 著

# 國際會計會議

菊判上製  
二五五頁  
定價 貳圓貳拾錢  
送料 拾四錢

本書は一九二九年ニューヨーク開催の第三回國際會計會議に参加した著者の報告書再版に若干の關係論文を併録したものである。即ち第三回會議に對してはその模様を詳細に傳へるの外、第一、第二及び第四會議に關しても夫々概括的説明を加へ、更に一九三〇年ゼネバに開催の國際豫算統制會議への參加報告書をも收録、獨占制下の國際的會計諸問題を提示してゐる。この種文献の極めて乏しき折柄、我が學界を裨益するところ尠くないであらう。

大 阪 電 話  
北 區 一 五  
梅 田 一 六 七  
田 七 五 五  
新 二 三 二  
道 番 番

大 同 書 院

東 京 電 話  
京 東 一 八 二 一  
中 央 三 八 三  
前 學 八 二 二 二  
神 田

## 目次

私の教育方針……………	神戸正雄 (一)
夫の貞操……………	木村健助 (三)
美術雑筆……………	田邊信太郎 (七)
學内報……………	(九)
學長就任認可—臨時協議員會—高等試驗 特別講義—桑久保大佐講演—豐岡講師逝 去—がくほう抄	
校友……………	(一〇)
大連支部—朝鮮支部—雄叫俱樂部—大三 會—勸靜、移動	
關大スポーツ……………	(一一)
陸上—野球—相撲—庭球—ホッケー—蹴 球—水泳—馬術—籠球—劍道—柔道—射 撃—自動車—航空—卓球	
學生……………	(一二)
皇陵崇敬會—參議會—基督教青年會—佛 教青年會—東亞研究會—商業研究會—辯 論部—奈良縣人會—俳句部—專一新人生 歡迎會—翌二六甲紀行—醫科修學旅行記	
學會消息……………	(一九)
哲學會—千里山法律學會	
學報俳壇……………	(二〇)

## 私の教育方針

學長 神戸正雄  
法學博士

私は本誌の四月號に、「學長就任に際して」と題して、私の教育方針を示したのであるが、今重ねて其趣旨を述べて、私の態度を明にする。

私は先づ教育勸語の御趣旨を尊重することを明かにして置く。我國の有らゆる教育機關に於て、此御趣旨を遵守しなければならぬ。私は飽迄も此に従つて本學に於ける教育に當らんとするものである。

教育といふときに、智育、體育、徳育の三つがあり、そして此三つのものの均衡を望まんとするが、強めて其の何れを重しとするかといへば、私は明かに答ふる、其は徳育である。此徳育こそは、教育の根本である。人は如何に身體が丈夫であつても、如何に智識が博くあつても、徳性が備はらぬやうでは最も卑しむべきものとならなければならない。私は我大學の全員が徳性を養ふに最大の努力を致し、本學の特徴の此に存するやうになるのを期するものである。

智育については、誥達主義、記憶主義、點取主義を排斥する。實力養成主義、理解力、思索力、判斷力、應用力を養はんことを期するものである。體育については、本學に歴史的に發達したる學友會の各運動部が圓滿に成育するのを希望するものであるが、其選手たらざる一般學生もが各其體力と境遇とに相當したる運動を怠らず、廣く凡ての學生の體位の向上せんことを期するものである。徳育については、いふまでもなく學生諸君の人格の完成を期し、此點については、私自ら、そして全き教員諸君と心を協せて、身を以て學生諸君の人格向上の爲めに盡したい。

私とても未だ人格を完成して居らぬ。唯々、不斷の努力によりて少しでも人格を良くしたいと心掛けて居るのみである。此不斷の努力を爲すことによりて、何時かは所期のものを達成し得るであらうと思ふ。

そして此人格を完成する爲めに先づ心掛けなければならず、其の中心となり大黒柱となるものは、各自の勤務に懸命の努力をするといふ事でありませぬ。學生としては、學習に奮勵努力する。出でて政治家となり行政官とな

り司法官となり會社員となり其他如何なる業務に就くとしても、其々の地位に於て一生懸命に其仕事を爲し、全力を盡すといふことが大切である。かくして人々が其仕事に自らを没入するときに、自分と仕事とを合一せしめたときに、其時に人格は没却されずして却つて、發展して來るのである。人は此努力を爲すが爲めには勇氣もなければならぬ。忍耐もなければならぬ。細心の注意と同時に大膽の振舞もしなければならぬ。人が努力をしても時利あらずして酬むられぬといふこともある。其時になつても失望落膽しないだけの覺悟もなければならぬ。往々にして努力せずして成功する幸運兒もあるが、其は決して羨むには當らず、人は此の如きものなるのを待つて居てはならぬ。彼は其の爲すべき務を十二分に爲して其成否を問はざるの氣持を有たなければならぬ。報酬や結果の爲めに努力せず、唯だ其の爲すべきものなるが故に爲すといふことで、仕事に努力しなければならぬ。

そして此努力に附帶して、私は更に正直と奉公と工夫との三のものを併せ備へることが望ましいと思ひます。ただ努力ばかりしても、工夫を凝らし、創意を加へなければ、其努力の効果の擧らぬといふことになる。折角の努力も無駄骨折となる。常に仕事に當りて、何か工夫し、應用し、改良するといふ態度を以てしなければならぬ。此に私がさきに智育にて擧げた思索力、應用力の養成と縮付いて其果實を產出することが出来る。それから其の工夫の結付いた努力とても、其に正直、誠實、正義といふことを備へず、虚偽の分子が籠つて居るやうでは、其は社會の信用を收めることは出来ず、一時、又一部の者を信用さしても、永續することが出来ない。永遠に生きる爲めには正直といふものが肝要である。不正直とか虚偽とかは常に社會から信用を保つのに支障となるのみではなく、全く、自分らの良心の苛責を受けることにもならなければならぬ。更らに人は其努力を爲すにつき、其を自分だけの爲めに行はず、公共の爲めに、國家の爲めに行ふといふ、奉公の心持を以てしなければならぬ。人は本能的には自己の爲め、利己心

に動かされて働くのであるが、其が恰かも公共の利益と一致する限りは其も差支ないのであるが、其が公益に反するときは、公益の爲めには喜んで利己を犠牲と爲し、更に進んでは、利己よりはより多く公益の爲めに盡し、現代の社會に於ける最高團體たる國家の爲めには、特に我等日本國民にとりては何よりも大切な日本國家の爲めには、我等の有つ凡べてのものを献げるといふ氣持を有つやうにしなければならぬ。

私の期する所の人格とは、正直で、國家公共に對する奉公の心に充たされ、工夫思索力を豊かに備へて、一生懸命に其勤務に努力する性格を備へるにある。此れだけの資格を備へることが出来たら、社會からは尊敬せられ、歡迎せられること請合である。私は本學の學生諸君が此點に留意せられて、常に修養を怠らず、以て本學の名聲と信用とを高められんことを望んで已まない。

本學は私立の大學である。其經營は決して官學に比して豊かではない。隨つて設備に於て官學と競争することは出来ない。物的設備に於ては到底、彼には及ばない。けれども今、私共其局に就いて考ふるのでは、此物的設備に於て及ばないものを、人的精神的充實によりて補ふことは出来ると確信する。官學は實に外見完備して居るやうであつても、其精神的狀態に於ては確かに緩みがあるのである。彼等は依頼心が強い。ただ從來の墮勢によりて世間から受けて居る信用のみに依頼して生きて居るのである。活力に乏しいのである。沈滞して居るのである。我々私學に在る者は益々奮勵しなければならぬのであり、依頼心などは持つて居らない。自主自立であり、又それではなければならぬ。我々私學に在る者は沈滞して居られない。益々自主的に積極的に活躍し進出しなければならぬ。私の諸君に勧める所の努力第一主義、是こそは私學たる我等の魂でなければならぬ。私は一老年者ではあるが、まだ顧みて諸君の如き若人と伍するだけの氣力を有つ。今後の餘生をば、諸君の爲めに献けて、此努力主義を徹底して、私學をして益々重きを成さしめるやうにしたいと思ふ。

# 夫の貞操

—特に民法上から見た夫の貞操義務違反について

教授 木村健助

今から十数年前のことである。大分縣の或る地方でのこと。矢田熊吾（假名、以下すべて人名は假名を用ふ）といふ者があつた。熊吾は矢田といふ家の婿養子であつて、矢田一家は、熊吾とその妻すゞ、夫婦の仲に十五歳を頭に三人の子供、養母（妻すゞの母）くめの六人家内であつた。その熊吾が家出をしてしまつた。家出をした熊吾は、その後近村の田邊きよようといふ者の家に下男として雇はれたが、矢田の方へは無論便りもしなかつた。下男奉公をしてゐる間に、女主人きよの氣に入つて、遂に事實上の入夫となり、引續き田邊方に同棲することになつた。矢田の方ではこれを知り、家に歸つて妻子を養つてくれるよう再々頼んだが熊吾は聞き入れない。そこで養母のくめが加藤龜喜なる者に相談した。何分熊吾が自宅を顧みないため子供の養育費にも困るから、相當の金を出して貰ふよう交渉してくれ、と加藤は依頼を受けた。そこで加藤はくめを同伴して田邊方へ赴き田邊きよようと熊吾の兩人に對し、兩人が同棲してゐるのは姦通罪を構成し、二年以上五年以下の懲役に處せられるから告訴をする、しかし相當の金を出すなら告訴を見合はせよう、と言つて談じこんだ。その結果、田邊きよようは熊吾と妻すゞの手切金といふ名儀で現金百圓、その外に出邊きよようと矢田熊吾の連帯で、子供の養育費として毎月九圓づゝ五ヶ年間支拂ふといふ契約書を書いて、くめに渡した。これでこの問題は當事者間では一旦落着いた。ところが、これがためにその後加藤龜喜は恐喝罪として訴追を受けることになつた。恐喝被告事件として第一審の區裁判所で有罪判決の言渡しがあつた。被告人は控訴した。が第二審の大

分地方裁判所でも同じく有罪、懲役八ヶ月といふ刑の宣告を受けた。その判決では一被害者田邊きよようが矢田すゞノ夫熊吾ト……關係アリタリトスルモ我國現行法ノ下ニ於テハ男子ノ姦通罪ヲ認メズ。從ツテ男子ニ貞操義務ヲ認メザル法ノ精神、並ニ我國現時ノ社會狀態ヨリ論究スルトキハ、我民法ノ解釋上妻ハ夫ニ對シ貞操ヲ強要スル權利アリト認ムルヲ得ザルヲ以テ田邊きよようハ矢田すゞノ權利ヲ侵害シタリト謂フコトヲ得ズ。又重大ナル侮辱ヲ加ヘタリトシテ慰謝料其他損害賠償請求權アリト解スルヲ得ズ。然レバ即チ本件田邊きよようニ對シ施用シタル恐喝手段ヲ以テ權利ノ實行行爲ニ屬スルモノト爲スヲ得ザルガ故ニ……云々」と言つてゐる。

このやうに法律上は男子に貞操義務を認めないといふ考へ方は、この裁判所のみの獨斷的のものではなく、從來は一般的なものであつた。貞操に關する法律の規定をば、夫の場合と妻の場合とを比較して見ると、妻の場合には貞操を守らざるに夫以外の男子と——いかなる男子とでも——關係ができたときは姦通となる。從つて刑法上は姦通を構成するし、民法上は離婚原因となる。しかし夫の場合には妻以來の女子との間に貞操違反の關係ができて、その女子が「有夫ノ婦」でなければ姦通罪にならないし、また直接離婚原因となることもない。かやうに刑法上も民法上も、妻の貞操違反と夫の貞操違反とは全く結果が異つてゐるが、その結果に輕重があるからと言つて、根本たる貞操の義務にも——右の判決の言つてゐるやうに——甲乙があると言へるだらうか。妻の側の男性關係はすべて貞操義務違反であるが、夫の側の女性關係は必ずしも貞操義務違反ではない、と言へるだらうか。

## 二

大分の恐喝被告事件の被告人加藤は、第二審の判決に服せず大審院に上告した。辯護人の上告趣意書によると「趣意書は甚だしく難解なものであるが——夫の權利は夫權、妻の權利は妻權であると言ひ、夫權妻權の内容は異體同心權・合契權・

相愛權・同居權などであると論じ、右の諸權利の性質を婚姻の心靈的現象を以て説明してゐる。この妻權論は少しどうかと思ふが、趣意書の結局主張する點は、熊吾ときよとは共同して正妻すゞの權利を侵害し、重大なる侮辱を加へて精神的苦痛を與へ、その子三人に對しては扶養の權利を侵害したのであるから、すゞ母子は共同不法行為者たる熊吾ときよの兩人に對して慰籍料・扶養料の請求をなし得る。請求權の實行に當つて多少不法の手段を用ひたとしても、それは權利實行上の必要に出でたものである。第二審の判決が何らの請求權もないと判決してゐるのは間違つてゐる、といふのである。

これに對して大審院は何と答へたか。「婚姻ハ夫婦ノ共同生活ヲ目的トスルモノナレバ配偶者ハ互ニ協力シテ其ノ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ保持セザルベカラズ。然リ而シテ夫婦ガ相互ニ誠實ヲ守ルコトハ其ノ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ保ツノ必要條件ナルヲ以テ、配偶者ハ婚姻契約ニ因リ互ニ誠實ヲ守ル義務ヲ負フモノト云フ可ク、配偶者ノ一方ガ不誠實ナル行動ヲ爲シ共同生活ノ平和安全及幸福ヲ害スルハ即チ婚姻契約ニ因リテ負擔シタル義務ニ違背スルモノニシテ他方ノ權利ヲ侵害スルモノト云ハザルベカラズ。換言スレバ婦ハ夫ニ對シ貞操ヲ守ル義務アルハ勿論、夫モ亦婦ニ對シ其義務ヲ有セザルベカラズ。民法……ハ夫ノ姦通ヲ以テ婦ニ對スル離婚ノ原因ト爲サズ、刑法……モ亦男子ノ姦通ヲ處罰セズト雖是主トシテ古來ノ因襲ニ胚胎スル特殊ノ立法政策ニ屬スル規定ニシテ、之アルガ爲メニ婦ガ民法上夫ニ對シ貞操義務ヲ要求スルノ妨トナラザルナリ。……然ルニ原判決ハ矢田すゞハ其ノ夫矢田熊吾ニ對シ貞操義務ヲ強要スル權利ナキモノト説示シタルハ、夫ノ貞操義務ニ關シ其ノ解釋ヲ誤リタルモノト云ハザルベカラズ」と論斷した。大審院は本件について自ら事實審理をした上で、この論據に基づき矢田すゞ母子の慰籍料・養育料の請求權を認め、「隨ツテ被告人ガ、田邊きよヨシテ慰籍料ノ支拂ヲ爲サシメ、且矢田熊吾及ビ田邊きよノ兩名ヲシテ……契約ヲ爲サシメ之ヲシテ其證書ヲ交付セシムルガ爲ニ施用シタル手段ガ不當ニシテ

右兩名ガ畏怖ノ結果其慰籍料及ビ契約證書ヲ交付スルニ至リタルモノトスルモ、被告人ノ所爲ヲ以テ恐喝罪ナリトシテ之ヲ問擬スルコトヲ得ザルモノトス」といふ理由で無罪の宣告をした、これが「男子貞操義務判決」と稱せられる劃期的な判決である。

### 三

夫婦間の貞操義務の違反に對しては、刑法上民法上の制裁にこそ寛嚴はあれ、貞操義務そのものにはもともと差異はない、といふことが大審院の判決によつて示された。刑法上のことは今は別問題とし、民法上のみに對して、貞操義務の違反を考へてみよう。貞操義務違反は夫と妻とについて全く異つた結果を生ずるといふが果してさうであらうか。民法の條文だけ見れば、妻の側の性關係の場合には、第八一三條第二號の規定により「妻ガ姦通ヲ爲シタルトキ」に當るから夫から離婚の訴を起すことができる。夫の方はといふと、同條第三號により「夫ガ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ」でなければ妻から離婚の訴を起すことができぬ。姦淫罪といへば餘程悪性の行爲である。單に夫が獨身の女子との間に合意で性關係ができたやうな場合は勿論その中に入らない。従つて離婚の訴は起すことができぬ。これだけの規定を比較してみると、なる程夫と妻との間には貞操について明らかに差等がつけられてゐる。甚だ片手落ちな譯である。だから從來婦人運動などの方面からは、この點が攻撃の焦點になつてゐたのも道理であつて、フェミニストでなくてもこの差別待遇は見逃がせまいと思ふ。そこで大審院も亦卒直にこれを「古來ノ因襲ニ胚胎スル特殊ノ立法政策ニ屬スル規定」であると言つた。しかし因襲の規定でも、これある以上、夫婦の貞操違反に對しては一應は取扱ひを異にせねばならぬことになる。だが右の規定に觸れなければ、夫の貞操違反は全然不問に附せられるだらうか。

大審院をはじめ諸裁判所の判例は、かなり久しい以前から離婚原因に關する他の條文の解釋によつて、貞操違反の効果の衡平運動をしつづけてゐる。右の二つ

#### 四

の條文では何とも溝を埋める譯にはいかぬが、ここに同じ第八一三條の第五號に「配偶者ヨリ同居ニ堪ヘザル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ」離婚の訴を起し得るといふ規定がある。そこで夫の女性關係は多くは妻にとつて「重大ナル侮辱」であるから、この規定を楯にとつて、貞操を守らぬ夫に抗議させようといふのである。だが夫の貞操違反は、いかなる場合でも、いかなる程度のものであつても妻に對する「重大ナル侮辱」となるだらうか。ここが甚だ微妙なところである。

先づつと古く、民法の施行された當時は、この點はいかに判斷されたかといふと、明治三十五年に大阪地方裁判所の判決が言つてゐる。「吾邦古來ノ慣習上夫が私カニ他女ト通ジタレバトテ直チニ其妻ヲ侮辱シタルモノト認ムルヲ得ズ」と。この意見は恐らく當時の代表的のものと言つて差しかへなからう。當時において、妻への「重大ナル侮辱」となり得る夫の貞操違反は、無論偶發的貞操違反位では不十分であつた。妾關係のやうな繼續的貞操違反でもまだ不十分で、いはゆる加重的貞操違反とでもいふべき極めて悪性の行爲である場合、又は義務違反が甚だしく重複してゐるやうな場合でなければ「重大ナル侮辱」にならなかつた。例へば「先妻ヲ公然……同居セシメテ之ト共ニ生活シ且ツ虚無ノ事實ヲ構ヘテ妻ヲ姦通セリトテ告訴ヲ爲シタル」場合とか（明治四十一年東京地方裁判所判決）或は夫が妻と結婚後尙ほ先妻と關係を繼續し「且ツ更ニ藝妓ヲ落籍シテ同棲」した場合などである（明治四十三年大阪控訴院判決）。こんな例もある。神奈川県の或る田舎でのこと、婚姻後五年程たつた夫が近くの町の遊廓に頻々と登樓し「僅々百數十日（百三十六日間）ニ登樓シタルコト七十五回ニ達シ」その後娼妓を請出し同棲した。裁判所はこの所爲を以て「甚シク妻ヲ侮蔑シ妻ヲシテ被告ト婚姻關係ヲ持續スル觀念ヲ杜絶セシムルニ充分ニシテ法律ニ所謂重大ナル侮辱ニ相當ス」と判決してゐる（明治四十一年東京地方裁判所判決）。その他ここに引例を憚かるやうな極端なものばかりが夥しく取り扱はれてゐる。つまりこの時代にまだ判例の衡平運動が現はれてゐないやうである。

その後大正年間に入ると、例へば「正妻アルニ拘ハラズ他ニ女ヲ蓄ヘ妻トシテ遇シ之ト同棲スルガ如キ」（大正元年東京地方裁判所判決）、「夫ガ他ノ婦人ヲ内縁ノ妻トシテ迎ヘ同棲スルガ如キ」（大正六年東京控訴院判決）、「夫ガ其妻ヲ顧ズシテ他ノ女ト内縁ノ契ヲ結ビ之ト同棲スル行爲」（大正七年大阪控訴院判決）、「夫ガ七八年前ヨリ繼續シテ……他ノ女ト内縁ノ契ヲ結ビテ同棲シ……妻ト同棲セザルコト」（大正十年東京控訴院判決）「妻アル者ガ之ト同棲スルコトナク他ノ婦女ト事實上ノ夫婦關係ヲ結ビ該婦女ヲシテ子女ヲ分娩セシムルガ如キ」（大正十二年東京控訴院判決）、「妾關係が用語は必ずしも一定してゐないが」多くとりあげられて、すべて妻に對する重大侮辱だとされてゐる。しかし、まだ蓄妾且つ同棲といふやうな場合だけを重大侮辱としてゐる。これが更に進んで近年になると、例へば「婚姻の存續中夫が妻以外ノモノヲ所謂妾ト爲シ私通關係ヲ繼續」するところの單なる妾關係をば、重大侮辱に該當すると考へるやうになつて來た（大正十五年大阪地方裁判所判決）。大審院の判決も、例へば妻が最初貞操違反をして所在を晦ましたので夫が他の女と同棲することになつた場合でも、妻に對する重大侮辱であるとして「尤もこの場合は夫婦いづれの側にも重大侮辱となるが」「他ノ女トノ同棲ガ生活上必要已ムヲ得ザルニ出デタルモノ」でも斟酌しないと云つてゐる（昭和四年大審院判決）。また例へば「夫が正妻アルニ拘ラズ假令暫時ノ別居中ニモセヨ藝妓ト其ノ身請ヲ約シ之ヲ引入レテ同棲」するが如きも重大侮辱だとしてゐる（昭和七年大審院判決）。妻は前身が娼妓であつたから、夫としては雇人を妾として同棲しても「日本古來ノ道德觀」に反しないと抗辯した男がある。しかし判決は「婚姻前ニ於ケル妻ノ身分職業ノ如何ヲ問ハズ妾ヲ蓄ヘテ之ト同棲シ其ノ衣食ノ資ヲモ顧ミザルガ如キハ淳風美俗ヲ尙ブ我國古來ノ道德觀念ニ悖ルコト甚シキモノ」だと叱つてゐる（昭和十一年東京控訴院判決）。

もう一つここに擧げ得るやうな程度の例を記してみよう。中國の或る都會での

こと。十年餘り連れ添ひ子供も一人ある夫婦があつた。夫はその年の二月頃からその町にある「カフエーヨカロー」といふのへ通ひ初め、その或る女給と懇意になつた。毎晩のやうに出かけるので、七月末の或る晩妻がそのカフエーの近くまで行つてみると、夫がその女給と連れだつて歩いて來るのに出會つた。妻は直ちに夫を自宅へ連れ歸り、喧嘩をはじめ、夫の顔面を掻きむしり、毆打するなど一騒動あつて、妻は實家に歸つてしまつた。そこで夫は八月初からその女給と同棲することになり、九月末には妻の兄を呼びつけて妻を離婚する旨申し渡した。妻はこれを以て重大侮辱及び惡意の遺棄だとして離婚の訴を起した。すると夫の側からも妻の行爲を同居に堪へざる虐待及び重大侮辱として反訴を提起した。裁判所は夫の側の反訴に對しては、「妻ガ夫ヲ自宅ニ連歸リ喧嘩口論ノ際夫ヲ罵リ之ニ暴行ヲ加ヘタルコトヲ認メ得ベク、右ハ妻トシテ夫ニ對シ當ヲ得タル處置ナリト謂フヲ得ザルモ……他ノ婦女ト馴染ミテ約一ヶ月始下家庭ヲ顧ミザリシ爲、一時的興奮ノ餘此ノ舉ニ出デタルモノト認メ得ラルルヲ以テ未ダ配偶者ニ重大ナル侮辱又ハ同居ニ堪ヘザル虐待ヲ加ヘタリト謂フヲ得ズ」として斥けた。が反對に妻の側の訴に對しては、夫の行爲を以て重大侮辱及び惡意の遺棄に當るとして離婚請求を認め、且つ慰籍料の請求を認めた（昭和十一年東京地方裁判所判決）。この事件は前に擧げた神奈川縣の蕩兒の例と一寸似てゐるが、しかし事件の内容から言つても法律上の判断から言つても、時勢の移つてゐるといふ感を禁じ得ない。

## 五

夫の貞操違反が妻に對する「重大ナル侮辱」として離婚原因になる、といふことは勿論法律上の夫婦についてである。では法律上夫婦となつてゐないところの——婚姻の届出未了の——事實上の夫婦即ち内縁夫婦の場合には、夫の貞操違反はいかなる結果を生ずるか。適法の夫婦の場合とほぼ同様であるといへよう。内縁夫婦の間では無論法律上いふところの離婚なるものはないが、離婚に準ぜられるのが内縁解消である。内縁の夫の貞操違反はやはり妻に對する重大侮辱であつて、妻の方から内縁解消、即ち法律的にいへば婚姻豫約解除をすることができる。

正當理由となる。また貞操違反者たる夫は、妻に對して重大侮辱を與へて婚姻豫約を不能ならしめたのだから、それについての損害賠償を——多くは慰籍料だが——支拂はねばならぬ。これらのことは判例が度々説明してゐることである。

かやうに適法の夫婦にしても、内縁の夫婦にしても、夫の貞操違反は夫婦關係解消の原因となり、また不法行爲ともなる譯である。いはゆる「重大ナル侮辱」は夫の貞操違反を漸次包容してゆくやうに見える。判例のこの傾向は今後も一層展げられてゆくに違ひない。がしかし、判例の衡平運動を以てしても、現在のところでは猶ほ夫婦の貞操義務は完全に平等の域には達してゐない。少くとも違反に對する民法上の結果は同一でない。夫の貞操違反は或る程度以上にならねば民法上の問題とされない。偶發的貞操違反ではまだ重大侮辱にならぬ。繼續的貞操違反または加重的貞操違反でなければ、それに該當しない。

貞操義務衡平運動は、判例の力を以てしては無論早急にその目的を貫徹することができない。一舉にこれを實現しようとすれば立法の手段によらねばならぬ。その意味での法律改正意見といふものは、先にも述べたやうに、夙くから唱へられてゐる。たまたま今日親族法相續法の全般的改正が企圖されてゐるが、この貞操義務の點を改正案ではいかに扱つてゐるだらうか。衡平運動側の意見がどの程度まで反映してゐるだらうか。改正案は、現行規定の離婚原因「妻ガ姦通ヲ爲シタルトキ」及び「夫ガ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ」を、「妻ニ不貞ノ行爲アリタルトキ」及び「夫ガ著シク不行跡ナルトキ」といふやうに大體改めようとしてゐる。夫婦一律にせず依然として對立的規定である。「不貞ノ行爲」の中には貞操違反が明らかに包含せられようが、「著シク不行跡」は貞操違反を全部的に包容するとは言へないだらう。してみれば、現在の改正案が立法化された後にも、判例上の貞操義務衡平運動は何らかの形で續けられるやうに思はれる。或る學者が「重大ナル侮辱」といふ條文——この規定はどこの國の離婚法にもある——をば、離婚原因の無盡蔵の庫だと言つたが、この種の庫をもつともつと開かねばならぬことになるだらう。



# 美術雜筆

田邊信太郎

五月にはいつて美術團體の定例展覽會のほかに、二三興味のある展覽會が催された。そのうちでも翻期的な企ては、明治大正昭和三聖代の美術名作展覽會である。東京では十年前明治大正の名作展が催されたことがある。それは當時過去六十年にわたる新興日本の美術上における發展の總決算として注目された展覽會であつたが、今次は當大阪で開催せられて、過去十年の昭和の代表作をつけ加へられたため、その出陳點數も増加してゐる。かゝる企ては美術史の上からみても現代美術についての將來の見透しと、その傾向について反省を求めることからいつても、意義のふかい展覽會であるといつてよい。

その展覽會は洋畫、日本畫、彫刻、工藝の四部門にわたつてゐたが、工藝と彫刻の二部門は、他の二部門にくらべてはるかに見劣りがする。ことに工藝部門において甚しい。日本畫と洋畫との二部門を比較すれば日本畫部門が堂々たる體格をもつて、正面から畫面に肉迫してゐるにもかゝらず、洋畫部門の畫布にはなほスケッチ寫生を、一步踏越えた程度の作品が多くみだされ、それはいまだ所謂制作といふ段階にまで、すゝんでゐない作品である。したがつて洋畫部門が日本畫部門とくらべて、見劣りのすることもやむをえないが、かく見劣りのする洋畫部門の立場は、いかなる條件によつて醸しだされたのか。この展覽會が機會と

なつて提出されたこの課題こそ、現代洋畫家がつと眞摯に吟味せねばならない問題である。もとよりの展覽會にあつては日本畫部門と洋畫部門における、畫家と作品との選擇標準、およびその方法のちがひはその一條件として考へられる。しかしかゝる内部的事情よりも一般的な條件として、一應肯定せねばならない條件は、洋畫が日本畫にくらべて傳統がないといふ理由である。したがつてこの理由は日本の洋畫家の側において、その辯護の理由となり得る。しかしその論據として洋畫に傳統がないといはれる場合、それをいかなる意味に解釋すべきか。すなはち傳統がないといふ意味を、研究資料に缺けてゐると解釋すべきか、日本畫と洋畫との美術社會構造がちがつてゐるため、洋畫家にとつて條件が不利であるといふ意味なのか、あるひは描畫上の感性について洋畫的な見方が、なほ消化しきられてゐないと解釋すべきか、その意味の解釋のちがひによつて、その回答も自らちがつてこなければならぬ。しかしこの問題は日本洋畫の基本的な課題であつて、こゝでそれにふれる餘裕はない。たゞこの展覽會によつても知りえられるごとく、日本畫には六曲一双といふ廣大な畫面を、實用的な性質をもたせて恣に取扱ひ得る便宜があるといふことは、洋畫の側における不利な條件として考へえられる。もとより油繪によつて二枚折、または六曲ものを描畫するこゝろみはあるが、この企ては到底一種の試案にとゞまつて、それに廣大な實用性を期待することはできない。近頃東京大阪の喫茶店や百貨店で壁畫がこゝろみられてゐるが、これとてもその數量にはかきりがある。それゆゑ洋畫には額面裝飾から踏出しえない不利があり、こ

の不利な條件は所謂制作の段階にまで、自ら躍進せしめる機會を、洋畫家に提供しえない結果となつて、洋畫家のそれへの推進力を阻む原因ともなる。しかしかゝる條件を考慮にとりいれても、なほ事實として洋畫部門は、日本畫部門にくらべて見劣りがする。この事實は妥當な批判をそなへた洋畫家ならば、決してみのがさない事實であり、かつかゝる事實のひきおこつた原因は、その條件はともあれ結論として修練の不足である。

この三聖代をつらぬいた日本美術一般の展觀とくらべて、富田溪仙の遺作展覽會は、たとへば二十點の出展があつたとはいへ、その規模大さにおいて比較にはならない。しかしこの遺作展にあつては、五十有餘歳で終つた一畫家の全生涯の畫業がつぶさに展開せられて、彼の愛撫した藝術の至純な制作の意欲の全貌を、一目のもとに理解し得る絶好の機會であつた。直入展に鬱積を感じたわれわれは、この遺作展において彼の清新な感覺に接するをえて、はじめて慰められたといつて敢て過言ではない。しかし三聖代名作展と溪仙展について、その個々の作品に基き批判をくだすことは限られた紙數においては不可能である。それゆゑ名作展出陳大觀の「夜櫻」と、溪仙出展の「祇園夜櫻」とをこゝでとりあげる。しかしこゝにこの二人の畫家の各一作品を選択したのは、それが兩畫家の代表作であるといふ理由からではない。むしろこの各作品は各畫家の中位の作品であると信ずるのであるが、それに興味をひいた理由は、兩作品がきはめて類似した構想によつて描出されてゐること、他の一理由は類似構想の結果として、それを比較するに便宜があると考へたか

らにすぎない。

はじめに畫幅の大きさをいへば、大觀の夜櫻は六曲一  
双の大作であつて、溪仙の夜櫻は横長の小幅である。  
しかしこの二人の畫家の構想はほとんど類同してゐて  
一連満開の夜櫻數株を前景として、背後には墨一色の  
丸山がせまり、その夜櫻とあきらかな對照をつくつて  
夜櫻を浮彫にする役割を果してゐる。かつ夜櫻のあひ  
だには、三箇の篝火を吊懸けて、それに赤い焰をもえ  
たゞせてゐる。それゆゑに數株の夜櫻の配列と墨一色  
の丸山、三箇の篝火の配置の仕方については、大觀と  
溪仙との夜櫻のあひだになんらの相異がない。かく題  
材の選擇の仕方と、その構成のために用ひた材料の取  
扱ひの仕方とについてみるかぎり、この二箇の作畫の  
上には、ほとんど相異が認められないにもかゝらず  
この二人の畫家が作畫上とつた態度、したがつてその  
結果として表現された効果についてみれば、本質的に  
異つてゐることが認められねばならない。それゆゑこ  
の二箇の作畫は構想において類同しながらも、その藝  
術意欲としては異なるものであつて、そのちがひを表現  
の結果たる畫面から檢出してみる。この目的のために  
畫面構造の形式をくらべれば、大觀にあつては夜櫻が  
畫面の大部分をしめてゐるに反して、溪仙の畫面はそ  
の主要部分が、墨一色の丸山にあてられてゐて、夜櫻  
は中央以下の部分につましましやかに配置されてゐる。  
もとより大觀が畫面配分の仕方として、夜櫻にその大  
部分をあてたことは、その意圖が櫻の描出にあること  
を明示してゐるのであるが、他の角度からみれば、六  
曲一雙といふきはめて横長の畫面を取扱つたため、溪  
仙のごとく夜櫻を下半部に描出することが、不可能で

あつた必然的結果として理解される。かく大觀の場合  
には夜櫻が中央主要部に配置され、したがつて丸山の  
描出部分が縮少された結果、その中央頂上を畫面外に  
はみださせてそれを裁斷してゐるが、溪仙にあつては  
天地が高いために、丸山は頂上まで畫面に描出されて  
ゐる。夜空の處理の仕方としては、大觀が比較的淡い  
藍色の平塗りで仕上げ、それに満月を黄色の平塗りで  
ぬいてゐるに反して、溪仙は夜空を淡墨で塗りつぶし  
て、沈鬱な夜の情趣の表現を計劃してゐる。もとより  
大觀のこの場合の處理の仕方は、大觀があくまで絢爛  
な裝飾的効果を目標として畫作りした一指標であるが  
寫實的といふ角度からみれば、夜櫻と月光とのあひだ  
にはなんらの脈絡がないため不合理である。しかし平  
塗りの素朴な無技巧さで取扱はれた空と月とは、畫面  
上で強い在り方を主張してゐないため、裝飾的効果か  
らいへば、夜櫻の華麗さを累加する副次的材料として  
役だつてゐる。夜櫻はこの二人の畫家のモチーフであ  
るゆゑ、その花薺の描出は誇張されてきはめて大きく  
溪仙にあつては長さ一分位、大觀のは一寸以上におよ  
んでゐるが、その夜櫻についての着彩の仕方は、畫面  
全局によつて造出される効果の上からして、多少こと  
なる仕方によつてゐる。溪仙の場合には空が淡墨で丸  
山が墨一色である結果、篝火のぞいては着彩がなく  
水墨にちかくなるために櫻には比較的濃い紅をさして  
ゐる。大觀にあつては夜空を藍で取扱ひ、満月を黄色  
で處理してゐるほか、夜櫻のあひだに松を點綴し、そ  
の松葉は鮮麗な緑青で針葉一本宛の重ね描きである。  
その結果として畫面には鮮麗な賦彩が汎濫し、ことに  
この場合他の着彩と反映して、墨一色の丸山が強調さ

れて浮出てくる。かゝる畫面全局の賦彩條件よりして  
大觀の夜櫻は凝視してはじめてそれに含まれた紅が、  
認めえられる程度の白い着彩であるにすぎない。もと  
より大觀がかく櫻を取扱つたのは、松の緑青との強い  
反映によつて、卑俗に陥ることをさけるためであつた  
としても、櫻の紅色の質感はこれによつて失はれる嫌  
ひがある。この缺陷を救ふものは褐色に濃い紅をふく  
ませた花梗と嫩葉の着彩であつて、櫻のうちにひそめ  
られた紅は、これらの周圍の花梗と嫩葉との類色によ  
つて、誘ひだされてほのかに示唆される。  
かくこの二作畫を比較することによつて、大觀が意  
識的に豪華な裝飾的効果をくはだてたことが理解せら  
れ、溪仙にあつては裝飾的効果を考慮しながらも、な  
ほ彼の質感たる情趣を忘れてゐないことが知りえられ  
る。かつ溪仙の夜櫻は大正十年彼の四十三歳の作品で  
あつて、米國開催の日本美術院展に出展せられ、大觀  
のそれはそれより八年遅れた昭和四年、ローマ開催の  
同展覽會出陳作品である。この二人の畫家が海外の日  
本書展出品作品として、ともに夜櫻をえらんでゐるこ  
とは興味ある事實であるが、大觀の夜櫻が溪仙のそれ  
よりも遅れた作品であるかぎり、その藝術的な意圖に  
ついて異つてゐるとしても、なほ溪仙の夜櫻が大觀の  
夜櫻に多大の示唆を與へてゐるといつても過言ではあ  
るまい。しかし溪仙遺作展によつて、彼の畫業が大成  
にちかづいたとみられるのは四十七八歳以後である。  
それゆゑ彼の「祇園夜櫻」はなほ醇化の度合が高いと  
はいへないが、彼の晩年の傑作「御室の櫻」の至純な  
態度は、この夜櫻のうちにすでに看取しえられるであ  
らう。



### 神戸學長就任認可

豫て主務省に對し申請中の神戸正雄博士學長並に専門部長就任の件は五月十七日附文部大臣より認可ありたり。

### 臨時協議員會

臨時協議員會は去る五月二十七日午後五時より新大阪ホテルに於て開催、仁保理事辭任に伴ひ其の後任として神戸學長理事に當選した。

### 高等試験特別講義

本年度高等試験も期日切迫の折柄、高等試験委員に委嘱し、受験者の爲め左記日割の通り特別講義を天六學舎に於て開催す。

六月六日(日) 午後一時より五時半まで

- 憲法 黒田 覺氏
- 民法 近藤 英吉氏
- 財政學 神戸 正雄氏

六月十三日(日) 午後一時より四時まで

- 民訴、破産法 山田 正三氏
- 民法 石田文次郎氏

六月二十日(日) 午前十時より午後二時半まで

- 商法 鳥賀陽然良氏
- 刑法 宮本 英倫氏

### 桑久保海軍大佐講演

海軍主計大佐桑久保俊次氏は五月二十七日(木)海軍記念日當日午後一時より天六學舎に於て本學専門部生徒の爲に「産業と海軍との關係を照會し軍艦の文化的價値に及ぶ」なる演題の下に一時半に亘り講演せられた。

### 講師豊岡佐一郎氏逝去

本學講師豊岡佐一郎氏は去る五月二十日頃より風邪にて療養中の處、肺炎を併發し同二十五日午後八時遂に逝去せられた。享年四十一。



氏は昭和二年四月より本學講師として専門部文學科並に豫科に於て英語、英文學を擔任し、劇作家として知られ、關西劇壇に貢献する處多大であつた。

同二十七日自宅に於て行はれたる葬儀には本學を代表して村上豫科長外多數參列弔意を表した。

### かくほう抄

▽日本社會學會 第十二回大會を五月十五、十六の兩日關西學院大學に於て開催され、本學よりは岩崎卯一教授「帝國貴族院の法律社會學的構成」、三枝樹正道教授「四方物に就て」、大山彦一教授「南洋群島原始社會の社會學的研究」なる研究報告があつた。

▽經商學會 三月二十八日(日)天六學舎に於て岩崎卯一教授の「政策論一般、就中社會政策學の學問的吟味」に就て、四月二十六日(月)同學舎に於て加藤金次郎教授の「商店街の構成」、五月二十八日(金)同學舎に於て中川庸太郎教授の「世界經濟の立體的構造に就いて」の研究報告があつた。尙本年度幹事は河村(宜)西村(勝)兩氏選任された。

▽移植民政策學會 六月六日天六學舎會議室に於て開催、神商大金田近二教授の「比島獨立問題と日比の經濟的關係」なる研究報告ありたり、出席者山本美越乃博士、大商大淺香、彦根高商田中、鳥取高農若木、神高商田中、和高商金持、昭和商高木、關大中村良の諸教授

- ▽大山彦一教授 社會事業研究六月號に「南進論考」執筆
- ▽古川 武教授 「國民主義經濟學の基礎理論」を東京叢文閣より出版
- ▽三谷道廣講師 京都市左京區松ヶ崎森本町九に轉居
- ▽鈴木周作講師 兵庫縣武庫郡瓦木村下新田字前濱二七九に轉居
- ▽高田 彬講師 神戸市灘區高羽壽二九ノ一に轉居

# 校 友

## 大連支部

第十三回秀麗會の記 四月二十日例に依り海務協會食堂に於て開催、新來の松田秀彦君來會し一殊の清新さを一同に與ふ、何等遠慮のないお互校友が自己中心の歴史の寸播に高聲談笑。老も若きも渾然一體となつて語り交はす、當夜の話題の中心は滿洲國、北支の前途或は移民問題が中心をなした。來月の秀麗會は春季總會を兼ねて盛大にやるべきを希望し、最後に意氣軒昂若き學生時代の氣持に立ち返へり腹の底から學歌を高唱し九時半散會す。

(出席者) 高濱直一、飯田昇、村川保藏、室山宇太郎、秀島全治、木村儀八、福部章、今村茂、結城丙太、辰巳謙男、松田秀彦、平井三朗

## 朝鮮支部

四月二十六日午後六時より京城府南山町二丁目、銀月莊に於て第九回總會を開催し、役員改選をなす。當日は銀月莊特有の花見は逸したが、遠く麗水より本田孝一君、咸興より石崎儀二君出席、並に十二年度新卒業生多數出席で開會前昔話に花が咲く、午後六時三十分開會す。

一、松本支部長より開會の挨拶並當支部の現況を述べ、二、野田幹事より昭和十一年度會務及會計の報告をなし異議なく承認を得た  
三、役員の改選を諮りしに滿場一致を以て松本支部長

の重任を決談す

四、幹事は支部長に一任し左記の通り指名決定す  
五、井妙邑三上吉隆君の祝電並各地校友の通信を披露すれば一同拍手し感謝す

六、總會終つて宴會場に入る記念撮影と松本支部長の挨拶に初まり美妓の御酌と舞妓の舞で、一同和氣

霽々として盃を重ね會員の自己紹介から昭和卒業生の元氣な學歌、應援歌、學生歌で母校の隆盛を象徴した

斯して十時關西大學の萬歳を一同三唱し盛會裡で閉會す。

當日出席者二十八名(イロハ順)

伊藤 國雄	伊東 裕一	飯田 守	岩崎 義一
石崎 儀二	西村 龍雄	本田 孝一	李 範 鎬
岡本 至徳	奥村 力一	海野美代一	吉本 肇
高橋 伊平	玉木 豊吉	野田 博	日下部景勝
松本 正寛	松田 清	牧 信清	小堀 欣二
江藤 榮七	寺川 三藏	秋山 雪太	崔 鏡
木原 安彦	金昌 鉉	三原 景	森井與一郎

役員氏並に事務所

顧問	岡本 至徳	吉田平次郎	寺川 三藏
支部長	松本 正寛		
幹事	森井與一郎	崔 鏡	松田 清
日下部景勝	高橋 伊平	大宰 明	野田 博
江藤 榮七	玉木 豊吉	大川 正雄	伊藤 國雄
伊東 裕一	海野美代一	奥村 力一	木原 安彦
吉本 肇	飯田 守	小堀 欣二	牧 信清
李 範 鎬			

事務所 京城府和泉町一番地、朝鮮精米株式會社

## 雄叫俱樂部

我々が屢々故郷への憧憬を経験する如く、我等は常に母校講演部へ限りなき愛着を感じる。殊に近來關大講演部の活躍は顯著なる實績を記録して居るが、我等は更に一倍統制ある積極的支援を遂行せねばならない。且又出身者擔當の親睦機關として「雄叫俱樂部」が生れて茲に四年、今年五月例會は去る五月十一日午後七時より心齋橋明治屋にて開催、講演部長を中心に母校の近況を語り、午後十時盛會裡に散會した。



三大會物會慰靈祭

去る四月二十四日、天四王坊木於に於て慰靈會物會員日野谷市、代谷誠一、戸波波郎、岩尾、長谷川一、諸氏の並祭を行なはれたる。

出席者―岩崎教授、阪本、春原、日根、小泉、原、水野、  
 木下、清水(以上千里山)宮本(專一)溝淵、佐瀬(專二)  
 島津、吉田(在學生)  
 尙未入會の各位は此際御賛同を希望する。  
 申込は南區内安堂寺町一、櫻木信雄迄

(日根親)

### 動 靜

末松 正行君(推) 松江地方裁判所長より高知  
 地方裁判所長に轉任、住所高知市丸ノ内七官舎  
 松島武三郎君(大ニ專經) 大阪商船會社高千穂丸事務  
 長より同社内幕聯絡船高砂丸事務長に轉任  
 松井 信一君(大六 專經) 大阪毎日新聞社調査部より  
 西部總局に轉勤、住所門司市丸山町三丁目

六月一日舉行された大阪市會議員選舉に於て當選さ  
 れた校友は左の諸氏である。

濱田 昌尾君(推) 橋本民三郎君(大六 專法)  
 田中 藤作君(大ニ專法) 瀧川 堯君(明四三專法)  
 竹ノ内 勇君(推) 名越民次郎君(推)

胡内 國裕君(大八 專法) 奈良縣警部より地方警視に  
 任ぜられ、奈良縣八木署長に轉補

中川八百八君(大九 專法) 布施署長より豊中署長に  
 田中 酉藏君(大ニ專法) 地方警視、天滿署長として  
 二十年間大阪の警察界に盡し、警官功勞章を授け  
 られた同君は今回文部大臣秘書官に任ぜられた  
 森 明光君(大ニ專法) 市岡署長、任地方警視  
 原 仙吉君(大ニ專法) 内務屬、警保局警務課より

地方警視に任ぜられ、大阪住吉署長に轉補  
 梅田 茂君(大ニ專經) 名古屋新聞社理事を辭し、  
 夕刊大阪新聞社並に日本工業新聞社理事に就任  
 住所兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾西開二八  
 星田 九一君(大ニ專法) 警部補に任じ大阪府刑事課  
 より今福署司法主任に

高田實左右君(大ニ專法) 警部に任じ鶴橋署へ  
 森 喬君(大ニ專法) 布施市會議員に當選  
 西田政之助君(昭三 專經) 能勢妙見自動車會社出張所  
 (兵庫縣川邊郡東谷村黒川)  
 崔部 勉君(昭六 大經) ナショナル銀行神戸支店を  
 辭し、横濱市鈴江組(中區海岸通四丁目)に勤務  
 住所横濱市神奈川區白幡町龜久保七五二

宮地 敬君(昭七 專法) 龍山騎兵第二十八聯隊除隊、  
 養素肥料販賣會社京城支店(南大門通二、千代田  
 ビル)に勤務、住所京城府林町三四、松井三造方  
 本郷藤一郎君(昭八專二法) 神戸岡崎銀行を辭し、大和  
 鐵工所(旭區赤川町一六七二)に勤務  
 宮崎 幸市君(昭八專二經) 三島郡富田町々會議員に當  
 選す

荻阪 操君(昭八專三商) 大阪稅務監督局住所、三島郡  
 吹田町濱田二七二七、田中方  
 祐保 吉次君(昭九專一商) 兵庫縣御影警察署、住所神戸  
 市灘區記田町一丁目六

高洲 義郎君(昭九專二法) 大阪遞信局用品課庶務係を  
 辭し、大阪市財務部に勤務  
 山内美知男君(昭九專二法) 警部、大阪府警察部刑事課  
 兼船場署勤務  
 村上 光則君(昭九專二法) 警部補に任じ天滿署へ

龜谷 富藏君(昭一〇專二法) 警部補に任じ築港署へ  
 尾崎 幸一君(昭二專二法) 警部補に任じ阿部野署へ  
 神田 亘君(昭二專二法) 警部補に任じ尾崎署へ

●左記諸君はこのたび司法官試補に任ぜられた

勤務地  
 廣島 吉田治良吉 (昭五 專法)  
 京都 北元正勝 (昭八 大法)  
 仙臺 竹内 猛 (昭八專二法)  
 東京 藤田哲夫 (昭八專二法)  
 大阪 鎌田良夫 (昭八專二法)  
 東京 赤井定雄 (昭八專一法)

### 改 姓 名

(舊) (新)  
 (昭四 專商) 赤尾六三郎 武藤六三郎  
 (昭五 專商) 濱田準一郎 山脇準一郎  
 (昭八 大法) 岩橋 清 常岡 清  
 (昭九專一法) 野村次夫 嶋田次夫

### 逝 去

篠原 博君(大ニ專商) 昭和十二年五月十五日  
 宮地 憲式君(昭八專二法) 滿洲國三江省湯原縣參事官  
 として勤務中の處、五月十八日朝、縣城に來襲し  
 たる匪賊と交戦重傷を負ひ、陸軍病院に收容手當  
 を受けたるも遂に永眠す。因みに同君は元大阪府  
 警部補として今宮、曾根崎、玉造を歴任し後、滿  
 洲國官吏に轉任したものである。

一第 二十頁へ續く



# 關大 ツープス

## 陸上競技部

### 關西學生陸上競技大會 第一部優勝

五月二十九日、於甲子園南運動場

關大入賞成績者次の通り

- 走幅跳 ①戸上研之、7米21
- 砲丸投 ②福田 ③小椋 ④小谷
- 走高跳 ①小谷義雄、1米85 ②戸上
- 千五百米 ②赤井 ⑥渡橋
- 四百米 ②門田 ⑥鈴木
- 三百米 ①谷口睦生、10秒5 ②川手 ⑥小椋
- 四百米競走、①關大チーム、43秒5 (川手、小椋、戸上、谷口)
- 五月三十日、於全所
- 高障礙 ②福田 ④大室
- 棒高跳 ④安井
- 槍投 ①戸上研之、52米66
- 二百米 ①谷口睦生、21秒1 日本新記録

一萬米 ⑤川田 ⑥赤井  
中障礙 ①福田時雄、56秒6

三段跳 ①戸上研之、15米05 ⑥岩尾 ②福田

八百米 ②門田 ③渡橋  
千六百米競走 ①關大、3分33秒6 (門田、鈴木、谷口、福田)

圓盤投 ③加藤 ⑤權代

## 野 球 部

### 關西六大學リーグ 對京都帝國大學

②五月五日、於京都西京極球場

關大 11A—4 京都帝大

關大 {00000040000} 4  
京大 {313003001A} 11

バッテリー (關大) 福村—浮田 (關大) 肥下—宮川

①五月八日、於全所 對關西學院大學

關大 9—1 關學大  
關大 {00230000022} 9  
關學 {0000000010} 1

バッテリー (關大) 中河—宮川 市田—中島  
②五月九日、於全所

關大 4—1 關學大  
關大 {0000000112} 4  
關學 {10000000000} 1

バッテリー (關大) 釣—宮川 木村—中島 (關學)

①五月二十九日、於全所 對神戸商業大學

關大 6A—3 神戸商大  
關大 {3100010002} 3  
關學 {310010010A} 6

バッテリー (關大) 眞部—小池 宗内—岡本—宮川 (關大)

②五月三十日、於全所 對神戸商大

關大 3—3 神戸商大  
關大 {0020000001} 3  
關學 {1001100000} 3

バッテリー (關大) 肥下—宮川 森下—小池 (關大)

③五月三十一日、於全所 對神戸商大

關大 15A—8 神戸商大  
關大 {00003320000} 8  
關學 {3520230000A} 15

バッテリー (關大) 宗内—釣—肥下、岡本—宮川 (關大) 森下、眞部—小池

## 相 撲 部

### 關西學聯大會

五月三十日、於藤井寺土俵 第一回戰

關西大學 4—1 日大専門  
第二回戰

關西大學 3—2 高野山大學  
第三回戰

關西大學 5—0 大阪齒專  
優秀八校戰

關西大學 4—1 大阪商大  
第一回戰

關學 大 5—0 關西大學  
准決勝戰

同志社商大 3—2 關西大學  
三等決勝

## 庭 球 部

### 關東選手權大會

五月十一日、於早大コート シングルス四次試合

倉光(關大) 6—1 山岡(稻門)  
五月十二日、於全所

全准々決勝 倉光(關大) 6—1 生島(關學) 7—5

ダブルス准々決勝 倉光(關大) 7—5 安部(稻門) 8—6 川地(稻門) 4—6 6—2 倉光(關大) 6—3 奥村(關大)

五月十三日、於全所 シングルス准決勝 倉光(關大) 6—3 安部(稻門) 6—0

五月十四日、於全所 全決勝 倉光(關大) 7—5 9—7 鶴田(慶大)

全関西Bクラス 大阪ゾーン 於中舌島

シングルス 准決勝

廣瀬(關大) 6-3 6-2 蘆田(大商大)  
 奥村(關大) 6-2 6-4 磯田(住友俱)

五月二十八日、於全所

ダブルス 准決勝

中村(關大) 6-1 6-3 廣瀬(關大)  
 今井(關大) 6-1 6-3 川勝(關大)

シングルス 決勝

奥村(關大) 2-6 6-4 廣瀬(關大)  
 6-4

ダブルス 決勝

中村(關大) 7-5 7-5 柳出來(KG)  
 今井(關大) 7-5 7-5

五月三十日 インターゾーン 於甲子園

シングルス 准決勝

奥村(關大) 6-3 4-6 小川(神商大)  
 7-5 6-3

ダブルス 准決勝

今井(關大) 5-7 8-6 城野(同大)  
 中村(關大) 4-6 8-6 岩田(同大)  
 7-5 7-5

五月三十一日 於全所

シングルス 決勝

奥村(關大) 5-7 6-4 奈智(關學)  
 7-5 3-6 6-1

ダブルス 決勝

諸戸(神商大) 6-3 6-1 今井(關大)  
 中牟田(神商大) 6-2 6-1 中村(關大)

◇ ホッケー部

全日本高專選手権大會 (専門部一部)  
 五月九日、於千里山

關西豫選決勝

關大專 7 (2-0-0) 三高

五月二十二日、於大阪商大

名古屋高商 (東海代表) 2 (2-0-0) 關大專 (關西代表)

對東京農大

五月二十日、於千里山

關西大學 5-1 東京農大

對三高 於神戸商大

關西大學 12-0 三高

◇ 蹴球部

關西學生蹴球

五月十五日、於花園競技場

關西大學 11 (6-0-0) 昭和高商

准決勝

五月十六日、於全所

關西大學 2 (1-1-0) 關西學院

決勝

神戸商大 2 (0-0-0) 關西大學

◇ 水泳部

關西學生水球競技

五月二十三日、於寶塚プール

關西大學 9-1 昭和高商  
 關西大學 4-1 浪速高校

◇ 馬術部 (専門部二部)

對大阪商大並に附屬高商戰

五月二十九日、減點法に依る

第一回戰

第一位、關大專二 七六點  
 第二位、大阪商大 八七點  
 第三位、大商大高商 一八七點  
 第二回戰

第一位、大阪商大 七七點  
 第二位、關大專二 一一八點  
 第三位、大商大高商 二〇四點

◇ 籠球部

關西學生リーグ

五月十四日、於甲子園室内コート

關西大學 69-39 大阪外語  
 五月十六日、於全所

京都帝大 56-37 關西大學

◇ 剣道部

大阪學生聯盟戰 (専門部一部)

五月三十日

◇ 柔道部 (専門部二部)

對三高戰

五月九日、不戰三入敗

對和歌山高商戰

五月二十三日、不戰二入勝

◇ 射撃部

對京都帝國大學

五月三十日、於京都

京都帝大 50-51 關西大學

◇ 自動車部 (専門部一部)

春季ドライブ

六月十三日、京都奈良石山方面

◇ 航空部

五月二十九日、關大二號機(サルムン  
 シン乙式一型偵察機)は學部法科一年林武  
 弘君操縦の上、盾津大阪陸軍飛行場より  
 千里山學舎上空に飛來、輕快なる數回の  
 低空飛行の後、新入生歡迎の通信筒をグ  
 ラウンド中央に投下し歸還した。

# ◆卓球部 (千里山)

五月九日、本學主催全關西中等學校大會  
(決勝戦) 第二神港商3—2 神戸青年商  
五月十三日  
對專門部二部戦、於武川卓球館  
千里山 5—2 專門部二部

## 對關西學院大學

五月十五日、於關學卓球ホール



# 皇陵崇敬會 (千里山)

第四次第十一回例會 (四月二十五日)

一行八名午前九時新京阪天六驛に集合  
富田町驛にて下車細雨そぼ降る田舎道をぬかるみを除けつゝ行く、道の兩側には早くも穂を揃へ麥が一面に青々と波を打たせ其の中に交錯して大根の白く葉の花の黄に色採られたるが雨に洗れ居るも一入美しき眺なり。行くことしばし驛で行李に一段と濃き緑青色の一叢の松林ありこれぞ 人皇第二十六代繼體天皇三島藍野陵なり、一同御手洗所にて日嗽ぎ手を洗ひ潔め禮拜す、畏くも惟みるに此の御陵城は長さ二三八米周濠を有する前方後圓墳にして南面し四段に築かれ三基の陪

## 全關西學生聯盟戦 (硬式)

關西學院	8—7	關西大學
第一回戦		
關西大學	6—1	浪速高校
關西大學	5—2	昭和高商
第二回戦		
關西大學	7—0	大阪商大
關西學院	4—1	關西大學

塚を有す、松林に多く白鷺の巢を營み鳴きて飛び交ふを見る。

しばらくにして、磯長神社に至る此處には指定天然記念物「いぼざくら」なる名稱の古木あり、口碑に依れば「茶芽白花の八重櫻の老樹にて十數本の支幹を有し樹高十二米、花徑約三厘、花瓣約二十數枚の多きに達す」と言ふ、又社前に疣水と言へる古井あり、境内を通抜けて總持寺に着きにし頃雨又一しきりはげしく降り來れり。本寺は西國三十三ヶ所の第十二番目の札所にして雨の日なるにも參詣の人々にて賑々しかりき、抑々此の寺の縁起を見るに寛平二年藤原山蔭の創建になるも一度兵火に遭ひ其の後豊臣秀頼の再興せしものとぞ、御本尊は千手觀音像とか、一同禮拜後記念撮影を行へり、時まさに午下り、雨の爲に本日は後半の豫定コースを割愛するの止むなきに至り

本學年度最初の有意義あるこの例會を終了せり。

### (參加者)

芳村、北川、石田、尾崎、小林、河村、池永、安藤の八名 (安藤記)

## 參陵會 (專門部二部)

第二次十六回例會 (四十二回) を五月二日(日) 大阪府磯長、古市方面に行ふ當日降雨の爲參加者少數なれども八時四十分大鐵アベノ橋驛發九時三十分、上ノ太子驛着、徒歩にて約三十分第三十六代孝德天皇大阪磯長陵、第三十三代推古天皇磯長山田陵、第三十一代用明天皇河内磯長原陵と順次參拜し、十一時三十分聖德太子磯長墓に着、參拜後記念撮影をなし、山道を辿りて第三十代敏達天皇磯長中尾陵に參拜、大鐵電車喜志驛に至り電車にて古市驛下車、第二十二代清寧天皇河内坂門原陵、第二十七代安閑天皇古市高屋丘陵に參拜す。これより大鐵古市驛發電車にて歸阪二時五十分アベノ橋驛にて解散す。

### (參加者)

小林會長、楠島先賢、上田、淺野、島田、平野、岡本、面地

## 基督教青年會 (千里山)

『聖書研究會』 課題 基督教史  
本會は新學年度より『基督教史』を中

心に眞學な研究會を守ることゝなつた。信仰的修養の爲、また基督教知識の正しい把握の爲の讀書と云へば、聖書及教理に關する知識を興ふるものを讀めば十分であると思はれる人もあらんも、基督教も歴史的な生ける宗教である以上、聖書の解釋に於ても、神學的立場がなければならぬし、更にその神學は歴史的基督教に關係して居ることを見る時、結局、基督教の歴史的理理解がなければ基督教そのものゝ正しい把握は不可能と云はなければならぬ。斯の如き理由で基督教史研究が選ばれたのである。場所は千里山學舎講師、時日は公告揭示する筈で、學生相互の信仰的研鑽のため來聽を歓迎する次第であります。參考書として石原謙著、『基督教史』岩波全書版をテキストとして使用の豫定であります。

猶本學千里山圖書館に基督教書書籍左記十六冊を寄贈致しました御利用下さい

- 新約書一般緒論 渡邊 善太
- 舊約書一般緒論 松本 卓夫
- モーゼ五書序説 都留 仙次
- 原初基督教 福富 啓泰
- 創世記出埃及記 都留 仙次
- ヨハネ傳福音書序説 須貝 止
- イスマエル民族發達史 渡邊 善太
- マタイ傳 富森 京次
- ヨレヤ、士師記、ルツ記 手塚儀一郎
- 社會的基督教と新しき神の體驗 中島 重
- 其他五冊



尚閑覽室内新聞線に本會より「基督教世界」その他基督教關係新聞を備付けて居ります。  
(千里山、K記)

### 佛教青年會 (千里山)

第七回全日本佛教青年會聯盟は新緑映ゆる去る五月一日、二日の兩日、名古屋市公會堂にて未曾有の盛觀の裡に開催された。此の目集まるもの、先づシヤム、インド、イギリス、滿洲、北支、イタリ一の各國の代表者を來賓として、全國各地から參集した若き佛徒は實に二千名を數へ、大聖釋尊の大法を高らかに顯揚して佛教青年の意氣を中外に示し、限り無き佛天の冥助の下に篤敬三寶を仰ぎ無事終了した。

本學より大阪學生聯盟代表として、宮下隆慈、田中敏衛の二名が出席して、左の議案を聯盟總會に提出し、之の可決を見たのである。

#### 議案第六號

全聯の名に於て御籠學校、高等專門學校以上の學校に「佛教概論課」を設置方文部省へ要望の件

(右議案は「佛教概論科」と訂正して可決)

#### 夏季總會開催

五月二十四日(月曜日)午後七時より心齋橋森水キャンデリストアにて夏季總會を行つた。

出席者は左の通り(順序不同)  
三枝樹正道先生、宮下隆慈、田中敏衛、石原夫道、賴登公俊、堀口尚、田中保夫、西田元亮、阪井正太郎、村中新一、八卷進學、立川憲夫、の十二名

當夜の決議案は主なる事としては

- 一、機關紙三歸發行に關する件
- 二、佛利巡拜の件(年三回)
- 三、テキスト研究の件
- 四、學内講演會及學外講演會の件
- 五、大舉祭に於ける催物に關する件
- 六、追悼會の件

### 東亞研究會

四月三十日本年度第一回總會兼新入生歡迎會を晚春のネオン瞬く心齋橋森水に開催した。會結成以來非常なる御援助を下さる大山先生支那語講座を擔當して下さる奥平商大教授を始め約三十名、千里山の江藤、小鹿兩先輩並に野呂先輩を加へて盛大に開かれた。自己紹介終つて明るきシヤンデリヤの下に一團樂しく晚餐を共した。會中に本年創刊の研究會々誌の誌名の投票を行ひ開票の結果大山、野呂兩氏の「東光」が當選、愈々創刊號は「東光」と云ふ名を以て輝きき第一歩を踏み出すことになつたのである。

會は進んで石田君の詩吟、自稱山城嘉平川、藤塚兩君の拍手、保崎君の應援歌

最後に學歌、學生歌を聲高らかに合唱書春の感激の間に終りを告げたのであつた。愈々研究會も結束を固め毎月一回は座談會を開催一路主旨の貫徹に邁進せんとして居る。  
(専門部高橋記)

### 商業研究會 (専門部一部)

憶ふに現實的理想主義に則り學の實化の徹底を期せんとする本會の創立を見てより既に半星霜、茲に確固不拔の地歩を確立し着々其目的に向つて事業を遂行し革新に次ぐ革新今や對社會的認識を是正し、關大文化建設への一大役割を演じつゝ更に本會は當に學究的方面のみならず、體育的方面をも考慮し清新の氣横溢せる明朗なる學園生活の眞義を味はんとす。

本會は四月下旬大毎を始めとして手形交換所、コヒー製造所、大日本麥酒、大阪放送局、日本生命等の六ヶ所の見學を斷行し共同的に痛感した點は「勞働の機械化」であり、その機械が如何に精密であるか、その爲如何に多くの失職者を見るか、例へば保險會社に於て計算は凡て機械を以てしそれが非常に正確に然も短時間に行はれ爲に、失職せし人数は二千に昇るとの事である。斯々の如く如何に現代資本主義が機械萬能であるか、此一事を以てしても推測し得る、更に凡ゆる企業が合理的に運行せられてゐるが吾人は現實に見聞し誤れる認識の一端を是正し得た事は誠に救果的である。

今後の方針に就いては、六月上旬倉庫稅關を始めとして各種重要産業部門の代表的會社、工場を出來得る限り多數見學し、認識擴大に努め六月中旬には機關誌「商業研究」第二號を發行すべく準備中である、而して體育的方面にては月一、二回の「ピクニック會」を開催し大いに浩然の氣を養はんとす。蓋し天六學會に學ぶ吾人に取りては不可缺と考ふる故なり又他會會員相互の益々親密不外離を企圖せるなればなり。

甚だ概略的乍ら本會の事業經過並びに將來の方針を述べ、全學徒の本會に對する再認識を要求すると共に眞摯なる學結的見地に立脚し本學の質的向上へ貢獻せんとす、眞剣なる學生諸士の入會を希望する。入會希望者は確固たる信念の保持者にして入會申込出を提出の上幹事會の決議に依り可否を決す、  
(前川生)

### 辯論部 (専門部一部)

櫻花散り盡し、新緑慕ふの時に當り、來るべき國家を指導する新進氣鋭の部員を迎へた我が辯論部は、箕面の大瀧をながめ果ては「たから亭」にて懇親會を開催す。懇談盡きる時を知らず、部長古川

教授を初め、顧問武田教授と共に昭和十二年度辯論部進出に邁進せん事誓ふ。

この英氣あつてか、去る五月二十三日(日)午後正六時より、港區辰巳町市岡會館にて、新學期第一聲を擧げたるころ、聽衆七八百人、立錫の餘地だになき光景に出逢ひ、我々辯論部員は之れに對すること政治、經濟、將來思想の各般に亘り、學生辯論の使命を全うすることに努力した次第である。

主なる「プログラム」を左に掲げば、  
一、開會の辭 商科 石田俊夫  
一、挨拶 天六學友會委員長 富永視夫  
一、挨拶 辯論部總務 牛尾正人  
一、國民協力の力 法科 大西敏雄  
一、政界を熱視して國民に訴ふ 法科 古城勇一  
一、思想的歸趨に迷ふ祖國日本 法科 高松幹男  
一、挨拶 本學教授 古川武先生 辯論部長  
一、閉會の辭 法科 奥野弘之

來るべき昭和十二年六月十三日(日)第二十三回全國大學高專辯論大會を、關西大學學部講演部並びに第一部、第二部兩辯論部、三部合同主催のもとに開催せんとする、出演辯士次の如し、  
牛尾正人、高松幹男、古城勇一、奥野

弘之、西井大二

### 奈良縣人會

(專門部一部)

幾多賢命なる諸先輩の御盡力に依り、眞に意義ある頼母しき吾々史蹟と櫻の大和に郷を同じくする大和縣人會が設立されてより此處に數年を経んとしてゐる。此の間一時の中絶のありたるは甚だ遺憾とする所であるが、今回專門部一部三學年在學中の一同が發起となり、此處に奈良縣人會を盛大に再興したのである。

新學年早々の事であり、準備があまりに順調に進んだ爲に先輩諸氏を招くことも出來ず、學内だけで盛會に再興初の總會を開催した。今後は先輩諸氏とも大いに聯絡を保ち名實共に内容を充實して、大いに關大和人の發展を期することゝなつた。此處に諸先輩ならびに在學奈良縣人の絶大なる御支持と御援助を御願ひする次第である。

再興最初の奈良縣人會總會、於上本町六丁目「いづもや」四月二十四日(土)午後六時より開會、盛會裡に午後十時過散會す、

(出席者)

西村勝太郎先生、大西、島田、生田、阪本、山口、澁谷、石田、大原、山本、西村、深井、井上、森田、梅木、片岡、萬井、諸君

### 新入生歡迎會

(專門部一部)

五月八日、絶好の行樂日和に恵まれ當日参加人員四百數十名は午前八時、天保山より洲本直航天女丸に便乗して一路洲本へと向つた。

午前十時卅分洲本に着くや直ちに公會堂に赴き、午前十一時先づ森宗副委員長「淡路島かよふ千鳥の鳴く聲に……」と冒頭して淡路の歴史及び情緒纏綿たる洲本の紹介に及べば、萬場どつとばかりに沸き立ち、續いて富永委員長立つて心からなる歡迎の挨拶を述べて降壇すれば早くも交歓の氣萬場に溢れ、續いて河村教授は「飽迄學生らしい態度で本日を意義あらしめる様」と結び、委員長、副委員長之餘りにも和やかな情緒の紹介に流石學生主事の片鱗を覗かせて軽く酬ひ、次に懇望されるが儘に和田教授は、講義

ばりの特異な發音に適宜専門の法律用語を混ぜ、教授團從行の意義を、歡迎の立場より、或は監督の立場より巧なゼスチュアールとウィットで表明續いて阪日淡路町主事は之又巧な話術で「皆さんの若々しい青春の精神的ホルモンをつぎ込んで此の古い町を若返らせて欲しい」と事更精神的ホルモンなる語を強調して割れるが如き拍手の裡に降壇、漸く空腹を覺へた

### 俳句部

(專門部一部)

五月例會

五月五日(水)於長柄國分寺

風薫り婦人煙草を水に捨つ  
葉櫻にたつきの汗は冷えて青し  
白文地  
花舗に入り白きめまひを踏みしむる  
影くねり踊りジプシイの樂あやし  
牧雪  
風そよぎ忘れし汗をぬぐひけり  
バス待てる朝出の驛に牛啼けり  
陽志  
寢に就けば春氣あたりにみち／＼ぬ  
桃園  
淋寺の若僧春の陽を厭ふ  
若僧の閑日女の事言へる  
五黄  
値の合はぬ植木の前を去らざりき  
比呂志  
晩春の暗きピアノの齒をふけり  
水明に飛ぶ蝙蝠の貌を見ぬ

全員に辨當配布此處に晝食となつた。

午後一時卅分より愈々當日の豪華版色々とトリム餘興は先づ萬才に始まり、ギヤツグ横溢せる萬才に始まり、しよつばい天六空気に壓へつけられた鬱憤を爆發させ關西六大學リーグ戦を織り込んだ數へ唄に氣を長くし、或は美ち奴ばりの美聲に陶然とし、その間音楽部のハーモニカ吹奏或はマンドリンクラブの演奏等々、愈々最後に待望の劇研究部員出演にかゝる學生劇「春の公園」は女装の男優の登場まで見て人氣沸底かくてバラエティに富んだプログラムに一同時のたつとも忘れ、和氣霽々たる交歡の零圍氣の中に入れられるが如き爆笑の渦を以て充され漸く高松委員の閉會の辭を以て盛會裡に交歡の幕を閉じた。

時に三時四十分、一同夫々自由行動に移り、三篠山に、嚴島神社に或は公園にすがすがしい綠色を賞でつゝ午後五時グランドに集合、六時無事天女丸にて無事歸阪の途に着いた。

思ふに今回の歡迎會には少しの事故もなく四時間餘に亘る會場で時間も、何等の退屈をも感ぜずプログラム編成の妙奏効し、例年の如き不快低俗なる輔次もなく、誠に愉快なる意義ある歡迎會を終了した背後には、眞摯なる委員會の隠れたる努力に依るものと吾人は齊しく好感

を以て之を見る事を得た。

尙斯かる好成绩を納め得た事は一に委員會に於ける苦心と共に、他方學生の自覺に依つて、近時歡迎會に對する認識が漸く深められて來た所に歸因すると思惟される此處に於て新入生歡迎會の意義も自覺ある學生に依つて其價値を發揮し、本學學生の質的向上を如實に表現したものと云へば可い。(學生新聞部報)

## 六甲紀行

(専門部二部)

五月九日午前七時半梅田阪急前の雑踏を押分け押分け「學生運動會」の旗に集つてくる學生に受付子は轉手古舞して漸く十班に分け各班長引卒のもとに分乘、電車は青野を一路靈峰六甲の麓へと蔦進する、六甲口の停留所に續々と降りてくる學生を到着順に出發したが、こんもりと松の茂つたこの停留所にはまぶしいまでに太陽が照りいやが上にもはりきつた空は文字通りの五月晴、天はこの運動會に榮光を興へ給ふた。

かくて第六班には古川教授、可野學生課主事、學報局の安井氏を加へいよゝゝ、腕々一里半の道を學生の群で點綴して行く、斷末甍の啣きにも似たガタバスの呻きが牛のやうなのろさで我々と共に登る

羊腸の小徑に移つて目に迫る著葉にむせび乍らたのしい談笑に足も軽くひたすら山頂へと向ふ。

中空にはロープウェイが爽やかな正午前の陽を浴びて悠々と交錯して行く。山頂の記念碑前に全員が到着した時まさに正午、粟田運動部長の愛嬌たつぷりな司會で牧野幹事長の挨拶に續き風爽たるハイキング姿の古川教授が満面に笑を湛へてしたしく挨拶される、こうしてゐると門上辯論部長も黙つて居れず幹事會の熱誠を披瀝し今後共我々がこうした催しを提唱したときは喜んで参加されたいと閉會の辭にすれば、鯨江文藝部長のタクトで一同學生歌を合唱し、靈氣迫る山頂には時ならぬ學外集團の力強い學園謳歌の譜が著葉をふるはせて繰ひろげられ、感極まつた學生は門上辯論部長の發聲で天も裂けよと關西大學萬歳、關西大學々友會萬歳を絶叫し散會した。

南はるかにかすむ茅渚の海も、又西に續く連峯を見渡し誰一人山を降りるものなく名残惜しい運動會を有馬へ或は寶塚へ學友達は三々五々と別れ去るのであつた。(學友會新聞部報)

## 修學旅行記

(豫科)

若葉風にすがしき五月八日、我等三百

## 箕面吟行

五月二十三日(日曜)俳句部は北攝箕面に清遊を試みた。雨の山水に河鹿の聲を探り名利勝尾寺に山鳥の音に驚き晩春初夏の大自然の懐に心ゆくまで没入し自然と人生の機微に觸れ青年の日の感激に長き一日を過した。當日の即吟左の如し

木石 野苺をふみわけ唱ふ 山の道

夜詩一 青葉寺疊れば雨をこぼしそむ

牧雪 寒々と著葉ふるへり煙草吸ふ

比加留 新緑の紅葉並木を伍々とゆく

五黄 瀧すゞし千ける汗のしほからき

桃園 紫の花にかすみて行く子等よ

義人 新緑を傘に靜まり勝尾寺

陽志 さわやかに河鹿のなけりパンを食ふ

湖村 夏雲の峯にかゝりて遠き道

比呂志 雨足のおそきれんげをつみすゝむ

の豫料健兒は、海路遙かに赤穂の地を訪ねんとて、未だ朝霧の晴れやらぬ街の整路を、何を語るでもなく唯想像の樂しさに黙々と大阪港へ足を速めた。

早くも一日の活動を始めてゐる大阪港肌寒い潮風が絶え間なく吹き來つて、遙かに見える沖合では、唯一色、空も水もけじめのつかない灰色で覆はれてゐた。

やがて乗船の時間が來た。そしてエキゾティックなドラの音が續く、我等が攝州丸は纜を解いて、徐ろに大棧橋を後にした。

×

右舷遙かに懐しい六甲の翠巒が見え始めた。何時の間にか雷が晴れて、美しい青空さへも其處此處に見え出した。快い陽の光がこの上もなく私達を喜ばして呉れた。

一眸十里、煙突の林立した阪神地方の海岸線。華やかに輝いた海の面に、眞受けの朝暉に映えてきながら焔の様に眞紅に燃え乍ら浮んでゐる漁舟。更に首を回らして南方を望めば、あの舷側に洵去し洵來する黒潮のうねり。

椰子樹の根を洗ひ、異國の岸を嚙む汪洋の波濤、海の持つ底知れぬ祝秘と偉大さを満喫した私達は、甲板に坐し、船房に籠つて、銘々に、遊戯に、雑談に腹想にと旅の前途を楽しんだのであつた。

×

やがて、左手にも更紗の襟にかけた山々が薄く浮んだ。船は今明石海峡にさしかゝつたのであらふ。美しくも續く須磨の浦、舞子の濱。來ぬ人を松帆の浦の朝風は短夜の名残りを乳色の狹霧に留めて、こよなき詩趣を漂はせてゐた。

×

屋島が見え始めた時は既に正午を過ぎて居た。美しい水、快い風、陽の光、我等が攝州丸は何物かに吸ひ寄せられるかの様に眞帆片帆の中を分けて、ひたすら西へへと急ぐ。白濱、飾磨、網干の岸々、其の背後には播磨の諸山が、その優美な姿を美しく晴れ上つた初夏の空にクツキリと反映してゐた。

赤穂御崎海岸に着いたのは午後一時半私達は悦びに満ちた足どりも軽く上陸した。さアこれから義士の國、赤穂の町を訪れるのだ！  
折柄、吹くとしもなきそよ風に、岸邊の樹々は梢を鳴らして、我等ととも今日悦びを歌はんとしてゐる。

×

塩田の大きさ！ 實際に眺めて見なければ一寸想像の出來ない廣さであつた。我々の日常生活から、一日も離す事の出來ない食塩の製造場。あの美しい純白の塩も、この無風流の塩田から生れて來る

のかと考へると、埃りつばい殺風景な砂濱に立つて、尊い一生涯を製塩といふ事業の爲に捧げて呉れるこれらの人々に對して、私等都會人は、一體なんと言つてお禮を言へばよいのだらうか？

×

何時しか打ち續く塩田の中をも抜け切つて、赤穂の町へ入つて行つた。道は狹くて汚なかつた。家は低くて古びてゐたけれ共、其の赤穂の町も四十七義士の燦然たる姿を背景にして考へる時、それは一種言ふべからざる力を以て我々に追つて來るのだ。それは我々現代人の血の中に、猶元祿人の血が流れてゐるからに外ならない。彼等の義憤はそのまま我々の義憤であり、彼等の誠忠の心は今尙吾人の胸中に充ちてゐるからである。年は流れて幾百年。花岳寺の墓石歳に苦むし赤穂の城また古への面影なけれど、彼等が一念はこの古城のほとりに停りて、今や蕭々たる老樹の下、杖を停むる羈人を

して、一入懷慕の情を深からしむ。まこと赤穂の町は、人の義心をかきおこす處である。

×

暑さを増して來たはつ夏の午後の陽が赤穂の町一杯に照りつけて居る頃、私達は花岳寺に參詣した。後、義士の墓所を拜す。靜寂そのもの

様な境内の一隅に、主君長矩侯の墓標を中にして、靜かにも物さびた姿で立つて居る四十有七の墓石。あゝ、冲天の義心躍々として禁ふる能はず、天下をしてその壯舉に耳目を欲たしめし者、一度無常の嵐に誘はれては、苔塔墓陰、盈尺の地を護つて寂然として聲なし。

×

最後の目的地、赤穂城趾に辿り着いた先づ拜すは大石神社である。二十分の休憩時間を利用して其の附近を逍遙する。城の内外に散在する義士宅跡、山鹿素行の銅像にも、その近傍のカンノ石にも追慕の想ひはいよ／＼深かめられた。

明治初期、赤穂城は亡んだ。建城以來三百年、その間數々の戦史と傳説とに寫むこの城も、所詮は時代といふ大きな流れの中に浮んだ泡沫の一つに過ぎなかつた。

盛衰は常に人生の姿であり、命である今は空しき城趾には、赤穂中學校が建てられて居る。國破れて山河あり、城春にして草木深しとか。古城天守の跡なりと傳へられるそのあたりには、先人の雄々しき夢にも劣らで、元氣な若人達の姿があり、聲がある。

君よ、暫し歩みを停めて聞き給はずやよしや興敗落寛の歎、一入身にしてみても新しい寒さを呼びおこされても、あはれゆ

かき哀憐の曲。

御崎の渚に黄昏がしのび寄つて来る頃  
一日の赤穂探訪を終へた私達は、再び攝  
州丸の船人となるべく、名残の浦にひき  
かへした。

静かに思ひ来たつて首を回らせば、磯  
の賤が家に立ち昇る煙は縷々々として行  
方も知らず右に左に別れて行く。静かな  
るゆふべや。暮雲暮山の影おちて、天地  
は寂として物音なく、人語なく、濤聲な  
し。私は心静かに別れを告げて誰にと  
なく手を上げると小さい漁師の子が短い  
緋の着物を着て、冷めたい石垣にもたれ  
て立つて居た。

何時しか日も暮れ果て、對岸の燈火  
が美しく水に蔭を映してゐた。舳先に立  
つて碎け散る波を見つめてゐると、様々  
の樂しかりし旅の思ひ出が、次々に頭  
の中にくられて来た。

情趣深き漁火が、ゆらり／＼と赤い灯  
を瀬戸の海にゆるがせて、キレイな星が  
銀砂子の如く、青夜の空にきらめいてゐ  
た。

懐しい大阪に着いたのは夜半の十一時  
樂しかつた旅の凡てを港頭に三唱した萬  
歳に終へて、薄暗い光の中を夫々に別れ

を告げた。

今日一日忘れてゐた温い家を心の中に  
呼び起して、旅の疲れをも忘れつゝ。

(中瀬正雄記)

### 學界消息

#### 哲學會 (千里山)

昭和十二年度第一回例會

本年度第一回例會を五月十一日午後三  
時より千里山學友會館集會室に開催す。

講師大山彦一教授「南洋群島原始社會の  
社會學的研究」なる演題の下に教授の社  
會學的理論を、南洋群島原始社會の實地  
踏査の結果に適用せられ、サイパン島よ  
りパラオ島・ヤルト島に至る主なる島  
々の社會的制度、習俗特に酋長の相續方  
法結婚様式に就き實證的説明あり、横濱  
出帆船船寄島順序の、逆即ちヤルト島  
よりパラオ島・サイパン島に至る順序に  
一般社會發展過程の段階が、顯著に現れ  
てゐると論を結ばれた。講演の後質疑應  
答ありて五時半散會。

(下記)

出席者 岩崎、片山、菅、藤本諸先生  
平井、森田、南諸先輩外會員多數

#### 千里山法律學會

例會を五月十二日(水)午後三時より  
千里山學部校舎に於て開催す。

吉田一枝教授「労働法の本質」

(要旨) 労働法の研究に當つては労働  
問題の研究が先決である。

一、労働問題 労働問題は資本主義經濟  
組織の下に於ては永遠に消滅せざる問  
題にして、其の原因は、(イ)私有財產  
制度の確立、(ロ)相續制度、(ハ)公序  
良俗に反せざる限り行動は自由、(ニ)  
企業の發達に因る大經營、以上四條件  
が、多數企業者—資本家對多數労働者  
間の階級闘争の根源をなす。

労働問題の本質を經濟學、及び法律學  
の兩見地より之を説明すれば、  
(1)經濟學的意義。生産價値の分配の問  
題にして有産階級には利子利潤、無産  
階級には労働の分配より生ずる有産階  
級對無産階級との抗争  
(2)法律學的意義。當事者間の雇傭關係  
に於て生ずる一切の問題にして民法典  
の不備を論難し労働法に移る。

二、労働法の意義。廣狹二義に分つ  
(1)廣義に於ては人間の労働を規律する  
一切の法を綜合するものであると。然  
し法律の體系よりして斯の如きは労働  
法の限界は明確でない  
(2)狹義に於ては他人に労働を提供する  
集團の獨立性を標準として二つに分つ

イ、他人に従屬して労働を提供する  
人々を規律する法

ロ、他人に労働を提供するが從屬關  
係に立たぬ人々を規律する法

イの從屬労働者關係説を正當と解す、即  
ち労働法とは從屬労働者關係を、規律す  
る法にして、労働一般を規律する法なり  
と定義することが出来る  
結局労働法の本質は、從屬労働關係の本  
質の問題である。從屬労働關係の本質如  
何に關する四學説を批判せられ、所謂勞  
働人格完成主義を妥當なりと結論され  
た。

因に當日の出席者會員十五名、  
第二十三回例會(第一回討論會)  
五月二十日、自午後二時四〇分至五時  
三〇分 於學友會館  
指導者 本莊教授  
「民法總則中ヨリ」  
ト意見 當番 井上剛一君  
一、民法總則中國體生活ノ不利ナル諸點  
二、自己に對スル過失 當番 山下重彦君  
三、小僧ガ自己ノ爲メニスル意思ヲ以テ  
通常ノ取引先ヨリ買ヒ取りタル行爲  
ノ效果 當番 濱野貞夫君  
四、權利ノ競合アリヤ 當番 飯尾勘次郎君

出席者 本莊教授外會員二十四名



朝 冷 選

五月例會

五月二十五日(火)午後六時より天六學舎本部會議室に於て開催す、採録句左の通り。

峠近し薰風ひと肌を打てり 安井 龍章

夕陽浴び鱗舟波にたゞよへる 神屋敷蒼生

調教を終へて芝生に初夏を慰ふ 初夏之光を生徒等は歩調高く

胸病める娘の瞻金魚に澄みてあり 永膳彌壽夫

籠りゐて鴨聞けり春の朝 谷口 淳一

雲遠く翳り睡蓮の水泥掻く 中塚 素木

夾竹桃は蕾を持って日々赤し 宮本かなめ

五月雨の望郷臺に今日も佇つ 藤井鬼峯子

五月雨の苜にしづみて浮御堂

汗ばみて座れば蜥蜴草に入り 曾我部正義

みさゝぎの箝目正し春光に 梅田 曉星

谷清水掬する顔に蝶の来し 山口 羊丘

胸おどる裏追ふ眸に五月雨の 雲白し青葉はひそと窓を窄む 海鳴りの夕したしく夢熱るゝ

眸は雨の翼を追うて人狙かず 朝明き苺は夢の濡れてゐる

霖雨降り卒へし學舎の若葉戀ふ 嶋頭 富王

星が降るビヤーカーップに椰子の葉に 屋上の椰子に星降りビヤーカーホル

つばくるや阿波の古徑水を打つ すかんぼを囁めば日輪落つるさま

因徒らに大根は花をあげたりき 飯田 正一

湯浴して暮るゝに間ある新樹かな 若葉雨露捲きおろし潮見えず

列び立つ尖峯かすみ若葉群る 山野井昂子

幼子の携ふ余花に蕾あり

六月例會豫告

學報俳壇六月例會を左の通り開催いたします。學友同好諸君の御出席を希望します。

一、日時 六月二十二日(火)午後六時半  
一、場所 天六學舎三階會議室

「當季雜詠」五句  
有田朝冷先生出席

一第十一頁よりつゞく

移 動

室山宇太郎君(天四 専商)大連市龍田町

馬場 弘道君(天六 専商)東成區勝山通

七丁目二七ノ一(電天王寺一〇四〇)

西野 甚藏君(昭二 専經)兵庫縣阪急西

富北口、甲陽莊内

武藤六三郎君(昭四 専經)岐阜市八ツ寺

町二丁目

山脇準一郎君(昭五 専商)神戸市兵庫區

佐比江町一

齋藤 正真君(昭八 大法)兵庫縣有馬郡

三田町七九一  
常岡 清君(昭八 大法)神戸市須磨區  
衣掛町三丁目二七

朝田 良一君(昭二 大法)南河内郡藤井寺町野中

高田 善夫君(昭九 大經)東京市赤坂區一木町七一

中村 義正君(昭九 専二商)長崎縣下縣郡嚴原町阿須、藤久男方

吉井 清一君(昭一〇 専二法)東成區南生野町一丁目七〇、大村方

橘高 護君(昭一一 専二法)豊能郡池田町内田町

崎谷 三郎君(昭二 専一法)福岡市西中州一八六三、西中州ホーム十號室

林 隆之君(昭二 専一商)三島郡吹田泉町八ヶ尻三三〇八

不許複製 大正十二年六月十五日創刊 昭和十二年六月十日印刷 昭和十二年六月十五日發行 關西大學學報局 發行所 關西大學學報局 大阪市東淀川區長柄中道二丁目十二番地 編輯兼 行入 神屋敷 民藏 印刷所 谷口印刷所 大阪市北區堂島上三丁目十五番地 關西大學學報局 天六學舎 大阪市東淀川區長柄中道 千里山學舎 大阪市外千里山 預約電話吹田四六一三

關西大學  
教授

正井敬次著

× ×

# 金融論研究

第一冊  
一紙數一六〇頁  
定價壹圓拾錢  
送料拾錢

## 最新刊

廣き意味にての貨幣學の一分科としての金融論なるものは、本書の著者によれば、其は商品流通理論に對する資金流通理論に他ならぬ。斯の如き立場の下に、著者に於ては金融論が、金融經濟の基礎理論、資金形成の理論、貯蓄と投資、金利の研究、金融と景氣變動、我國の金融市場の六つの章の下に、一の体系をもつた資金流通理論として叙述せらるべく企てられてゐるのであるが、まづ其第一分冊たる本書に於ては、右各章の中の初の三つの章が收められてをる。即ち本書に於ては、その第一章に於て金融經濟及び資金そのもの、性質と、資金の需要供給及び其結果としての利子の問題が概念的に説明せられ、第二章に於ては資金の發生又は成立が消費者貯蓄・生産者貯蓄・銀行給用等の各々の方面よりして研究せられ、第三章に於ては資金と財の生産との關係が問題とせられてをる。

ゾムバルト原著  
宇治伊之助邦譯

◆國民經濟學と社會學◆

定價貳拾五錢  
送料四錢

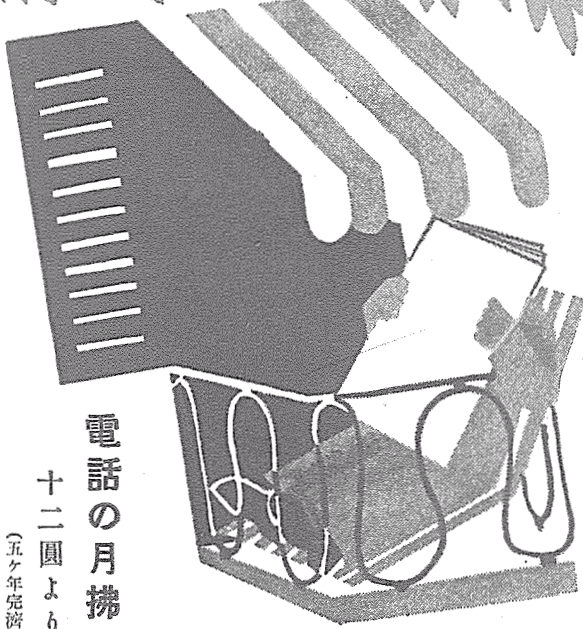
株式會社

大 同 書 院

東京 駿河臺 中央大學前  
電話 替 東京 一八二二 三八番  
電話 替 神田 二二二二 八二番

大阪 區 北  
電話 替 大 阪 北  
電話 替 梅 田 一 三 一 五  
電話 替 田 九 六 七  
電話 替 新 七 五 五  
電話 替 道 二 三 三 二 番

# 家の月拂と一般建築



電話の月拂

十二圓より

(五ヶ年完済)

贈 營業案内  
ハガキにて本誌見た旨御記  
入御申込次第贈呈致します

## 營業所

- |         |                   |             |
|---------|-------------------|-------------|
| 本 店     | 神戸市灘區龍田町阪國上石屋電停前  | 電話 御影 二一五五  |
| 東京總營業所  | 東京市京橋區銀座七丁目三番地    | 電話 銀座 二一五六  |
| 同 別 館   | 東京市京橋區銀座七丁目五番地    | 電話 銀座 二一五六  |
| 東京日本橋支店 | 東京市日本橋區通二丁目       | 電話 日本橋 二九九〇 |
| 東京新宿支店  | 東京市四谷區新宿二丁目電停前    | 電話 四谷 三九九   |
| 東京五反田支店 | 東京市品川區五反田五丁目一九    | 電話 高輪 五六五三  |
| 東京雷門支店  | 東京市淺草區雷門一丁目三ノ四    | 電話 淺草 一六一六  |
| 東京赤羽支店  | 東京市王子區赤羽町一丁目三〇〇   | 電話 赤羽 二五九五  |
| 千葉支店    | 千葉市香妻町二丁目一〇五      | 電話 千葉 九二一   |
| 横濱支店    | 横濱市中區羽衣町二丁目四二     | 電話 羽衣 六六六一  |
| 静岡支店    | 静岡市雨音町二丁目一三番地     | 電話 静岡 四一九二五 |
| 名古屋支店   | 名古屋市中區篠原町一丁目二四    | 電話 中 一八九    |
| 京都支店    | 京都市下京區烏丸通松原下ル西側   | 電話 下 八三四〇   |
| 大阪支店    | 大阪市南區豐崎通地並番子四ノ二九  | 電話 戎 五二七三   |
| 大阪江戸堀支店 | 大阪市西區江戸堀北通一丁目一一番地 | 電話 土佐堀 三三三三 |
| 大阪天六支店  | 大阪市北區濱花町一三番地      | 電話 北 三六五三   |
| 大阪東支店   | 大阪市天王寺區寺田町電交南     | 電話 天王寺 六六〇九 |
| 大阪今里支店  | 大阪市東區大今里町六九七      | 電話 今里 四四二二  |
| 大阪泉州支店  | 大阪府下泉北郡大津町字多九ノ二   | 電話 大津 六一七   |
| 神戸支店    | 神戸市淡路區多聞通七丁目四九番番敷 | 電話 神戶 二六一六  |
| 小倉支店    | 小倉市大坂町九丁目一、二、六    | 電話 小倉 一五三   |
| 福岡支店    | 福岡市上東町二二番地        | 電話 福岡 二五〇八  |

# 建築設計施工 日本電話建物株式會社

社長 平尾善保